



Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

December 2005

私たち税理士法人中央青山は、全世界148カ国に13万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約300人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約70名が金融部に所属しています。

PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足をいただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**プライスウォーターハウスクーパース
税理士法人中央青山 金融部**

〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2005 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. PricewaterhouseCoopers refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity. *connectedthinking is a trademark of PricewaterhouseCoopers.

平成18年税制改正大綱 金融関連等の主な改正点

平成17年12月15日に自由民主党より平成18年度税制改正大綱、平成17年12月19日に財務省より平成18年度税制改正の大綱、平成17年12月20日に総務省より平成18年度地方税制改正(案)要旨(以下、まとめて「大綱」)が発表されました。今後、当該大綱を受けて財務省が作成した税制改正要綱が閣議決定され、要綱に基づき税法案が国会に提出されます。国会において法案が採択された後、法令として公表されます。今回のニュースレターでは、大綱に記載されている改正点のうち、主として金融に関連するものについて、ご報告いたします。以下は、大綱に基づき概要をまとめたものであり、詳細については今後改正法案や改正省令が公表された後に明らかになります。

【不動産関係：土地・住宅税制】

1. 登録免許税の軽減措置

通常の法人

土地の売買による所有権の移転および所有権の信託に係る登録免許税については、軽減措置の適用期限が2年延長されることとなりましたが、その他に係る軽減措置は平成18年3月31日をもって廃止されることとなりました。

		平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から
売買による所有権の移転	土地	1.0%		2.0%
	建物	1.0%	2.0%	
所有権の信託	土地	0.2%		0.4%
	建物	0.2%	0.4%	
所有権の保存		0.2%	0.4%	
合併による所有権の移転		0.2%	0.4%	

は今回の改正に関する箇所

特定目的会社および投資法人

特定目的会社および投資法人による不動産の売買による所有権の移転に係る登録免許税については、軽減措置の適用期限が2年延長された上で、税率が変更されることとなりました。

	平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から
売買による所有権の移転	0.6%	0.8%	2.0%

は今回の改正に関する箇所

2. 不動産取得税の軽減措置

住宅、住宅用地および商業地等の住宅用地以外の土地に係る不動産取得税については、軽減措置の適用期限が3年延長されることとなりました。店舗、事務所等の住宅以外の家屋に係る不動産取得税については平成18年3月31日をもって軽減措置が廃止されることとなりましたが、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、税率を3.5%とする経過措置が設けられました。

(1) 住宅、住宅用地、商業地等の住宅用地以外の土地

平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から
3.0%		4.0%

は今回の改正に関する箇所

(2) 店舗、事務所等の住宅以外の家屋

平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から
3.0%	3.5%	4.0%

は今回の改正に関する箇所

【国際課税関係】

1. 過少資本税制

国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例(いわゆる過少資本税制)について、次の措置を講ずることとされました。

- (1) 国外支配株主等に対する負債から、借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る負債を控除することができる。
- (2) 対象となる負債及び負債の利子に、以下のものを加える。
 - ① 国外支配株主等が債務の保証をすることにより第三者が資金を供与した場合のその資金にかかる負債ならびにその負債の利子および国外支配株主等に支払う債務の保証料
 - ② 国外支配株主等から借り入れた債券を担保に第三者が資金を供与した場合のその資金に係る負債ならびにその負債の利子および国外支配株主等に支払う債券の使用料
 - ③ 上記①および②の取引を組み合わせた場合のその負債、負債の利子、保証料および債券の使用料

2. その他

民間国外債等の利子および発行差金の課税の特例の適用期限、特別国際取引勘定において経理された預貯金等の利子の課税の特例の適用期限および外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例の適用期限を2年延長することとされました。

【会社法改正関係】

1. 配当関係

- (1) 剰余金の配当については、その原資の区分に応じ、現行制度と同様に、配当と資本の払戻しとして取り扱うこととされました。
- (2) 種類株式を発行する法人が自己の株式の取得等を行った場合におけるみなし配当の額の計算の基礎とする当該法人の資本等の金額は、その株式の種類ごとに区分された資本等の金額とすることとされました。ただし、平成18年3月31日以前に種類株式を発行している法人の資本等の区分について経過措置を講ずることとされました。

2. 株式等に関する取引関係

会社法改正に伴い、株主が取得請求権付株式等の請求権の行使等により、当該株式を発行法人に移転し、発行法人の株式のみの交付を受けた場合には、原則として、その移転による譲渡損益の計上を繰り延べる（会社法施行日以後に行われる場合に適用する）等、一定の措置を講ずることとされました。

【その他】

上記のほか、法人税の以下の項目について改正が予定されています。

1. 欠損金法人を利用する租税回避行為の防止制度の創設（一定の場合の欠損金使用制限）
2. 役員給与の取扱い（非同族法人が業務執行役員に支払う給与で、利益を基礎として算定される給与のうち一定のものに係る損金算入を認める等）
3. 同族会社の留保金課税（適用対象法人の判定方法、課税留保金額の計算に係る改正）
4. 交際費の損金不算入制度（対象となる交際費から一定の飲食費を除外）

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
マネージャー	高野公人	03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.suzuki@jp.pwc.com
	鈴木俊二	03-5251-2483	shunji.suzuki@jp.pwc.com
	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.kajiwara@jp.pwc.com
齋木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com	
清宮陽二	03-5251-2303	yoji.kiyomiya@jp.pwc.com	